

計画の基本的な枠組み

1 | 基本理念

本計画は、2000（平成12）年の介護保険制度開始以降、数次にわたる改定を経て、現在に至っています。計画の基本理念は、本市がめざすべき高齢社会の姿を表すものとして、前計画に引き続き、次のとおり定めます。

みんなで創ろう！ いつまでも元気な笑顔が輝く 支え合いと安心のまち

これは、すべての人が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしながら、互いに人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う社会です。

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になる2040（令和22）年に向けて、住まい・医療・介護予防・生活支援が、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくために、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者自立支援の4つの支援を柱に、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む重層的な支援体制の整備が求められています。

誰もが地域の課題を「我が事」としてとらえ、多様化、複合化する課題に「丸ごと」対応できる包括的な支援体制が確立したまちづくりをめざします。

2 | 基本目標

基本目標 1 住み慣れた地域で暮らし続けるために

～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実

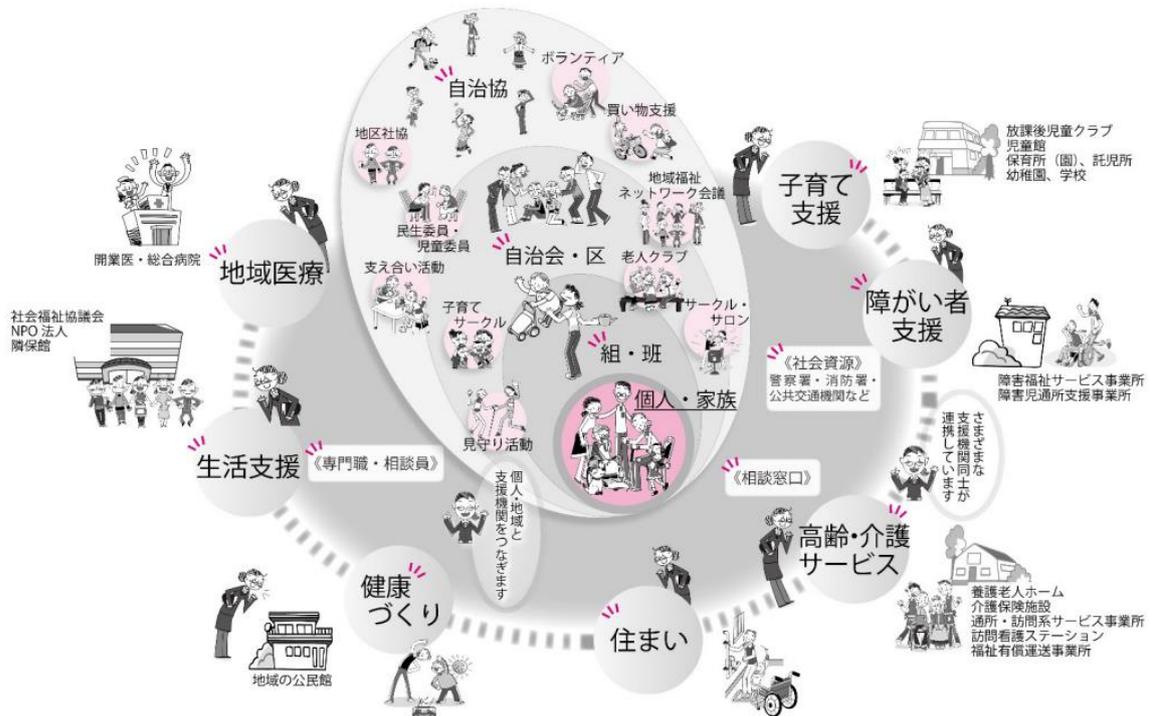
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムを円滑的に運用するためには多機関が協働する必要があります。その中核となる地域包括支援センターでは、年々相談支援件数が増加しており、関係機関との連携も進んできています。

今後、「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者の外出頻度や地域活動への参加の減少など、日常生活が大きく変化している中で、すべての高齢者が取り残されることのないよう、地域全体で見守り、支援していく地域づくりを目指します。

【地域包括ケアシステムの構築（イメージ）】



基本目標 2 いきいきと活動するために

～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進

国は、2040（令和22）年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標に掲げており、そのためには介護予防のさらなる推進が必要です。

高齢者が生きがいを持ち、健康の維持・増進と、介護予防の推進を図るため、それまで培った技能や技術を発揮し、社会のなかで役割を担いながら地域共生社会の一員として活躍ができる、健康長寿の社会づくりを目指します。

また、心身機能が低下し、生活習慣病、要介護状態にならないように、介護予防・重度化防止、フレイル予防のための事業を展開します。

基本目標 3 認知症になっても安心して暮らすために

～「共生」と「予防」

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、2025（令和7）年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われる中、2023（令和5）年6月14日、認知症の人が希望を持って暮らせるよう、国や自治体の取り組みを定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が参議院本会議で可決・成立しました。認知症の人を含めた国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指し、基本理念として様々な項目が掲げられています。

今後も、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりをめざし、認知症に対する知識と理解が市民全体に広まるよう、あらゆる機会を活用して認知症に関する啓発の推進を図ります。

また、認知症予防に資する可能性のある活動、早期発見・早期対応及び介護者の負担軽減、チームオレンジの構築等を推進することにより、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。

基本目標 4 介護が必要となっても安心して暮らすために

～介護保険事業の充実

今後、後期高齢者が増加していくなか、要介護・要支援認定者数も増加することが見込まれており、介護保険サービスの需要が大きくなります。そのほか、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯が増加することで、これまで以上に生活支援に関するサービスの需要も高まります。

また、今後も介護保険制度を巡る環境が刻々と変化することが予想されることから、制度への理解を深め、健全な運営を進めるとともに、ケアマネジメントの質の向上や給付の適正化を進め、サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供され、持続可能性のある提供体制の確保と制度運営を目指します。

さらに、高齢化率の上昇に伴い、介護職員の不足が見込まれる中で、介護人材の確保や、介護分野の生産性向上に資する様々な支援・施策の情報を介護事業者¹に提供し、いつまでも地域で安心して暮らせる体制を構築していきます。



3 | 今後の伊賀市における重点施策

(1) 地域の絆による地域共生社会の実現

本市の高齢者独居世帯、高齢者夫婦のみ世帯の割合が増加しています。また、本市のアンケート結果から、「配偶者（夫・妻）」が介護・介助している割合が約9割となっています。

今後も、高齢化率が上がっていくことが予測されている中で、地域で高齢者を見守っていくことが重要となります。

本市のアンケート結果から、現在の地域活動への参加状況は5割以上となっており、いきいきした地域づくり活動への参加意欲についても、6割以上が参加したいと思っている高齢者がいます。

地域において高齢者を支え、見守りを行っていくことが重要となりますが、本市では、地域活動への参加意欲の高い市民や高齢者が多いことが強みと考えます。

今後は、地域共生社会の実現に向けて、この強みを活かし、地域のつながりを強化していくことを重点的に実施していきます。

(2) 健康づくりと生活習慣病予防による介護予防の促進

本市のアンケート結果から、要介護認定を受けていない高齢者でも「何らかの介護・介助が必要」な高齢者が1割半ばとなっています。

また、介護・介助が必要となった主な原因としては、生活習慣病の割合が高くなっており、特に「脳卒中（脳出血・脳梗塞など）」となっています。

脳卒中等の疾病が認知症発症のリスクを高くするという統計もあります。

さらに、日ごろの生活で不安に思っていることとして、自分や家族の「病気や健康状態のこと」の割合が高くなっており、多くの高齢者は、病気や健康状態についての不安を抱えています。

本市では、多くの高齢者が健診等を受けることができるよう集団での特定健診を実施しているほか、伊賀市健康マイレージの実施、健康教育、健康相談、訪問指導等の健康増進事業を実施しています。

今後も、高齢者の健康の維持と、生活習慣病の予防を重点的に実施していきます。

(3) 地域での認知症施策の促進

2025（令和7）年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われ、誰もが認知症になることが考えられます。本市では、介護・介助が必要となった要因として「脳卒中（脳出血・脳梗塞など）」の割合が多く、今後、認知症高齢者が増えていくことが予測されます。

アンケート結果から、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要なこととして、「地域住民への正しい理解の啓発」、「地域で支えるためのボランティアなどのしくみづくり」、「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期治療のしくみづくり」など、『地域』でのしくみづくりが求められています。

認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活ができるよう、地域活動への参加意欲の高い市民や高齢者の力を活かし、地域のかやつながりを通じた認知症施策の促進を重点的に実施していきます。

(4) 介護人材の確保と資質の向上

少子高齢化により介護職の人手不足は深刻です。労働人口の減少と高齢化による需要の拡大で、その深刻度は他業種を上回っています。介護職は給与水準が低めで、人間関係のストレスが大きく、身体への負担があることなどがマイナスイメージとなり、敬遠され人手不足に繋がっていることが考えられますので、まずは、そのようなマイナスイメージを改善していくことが必要と考えます。

現在、市内の介護保険サービス事業所の一部のサービス種別で介護サービス連絡会を立ち上げ、事業所同士の横のつながりを拡げており、その連絡会と協働で人材確保に向けた取組みなどを重点的に進めていきます。

また、全国的には、介護ロボットやセンサー、ICTといったテクノロジーを活用することで介護の質を維持・向上させていくことが推進されています。可能な範囲で、そういったものも取り入れながら、介護現場の負担軽減、介護の質の維持・向上を図ることも必要と考えます。

4 | 日常生活圏域と地域包括ケア圏域の設定

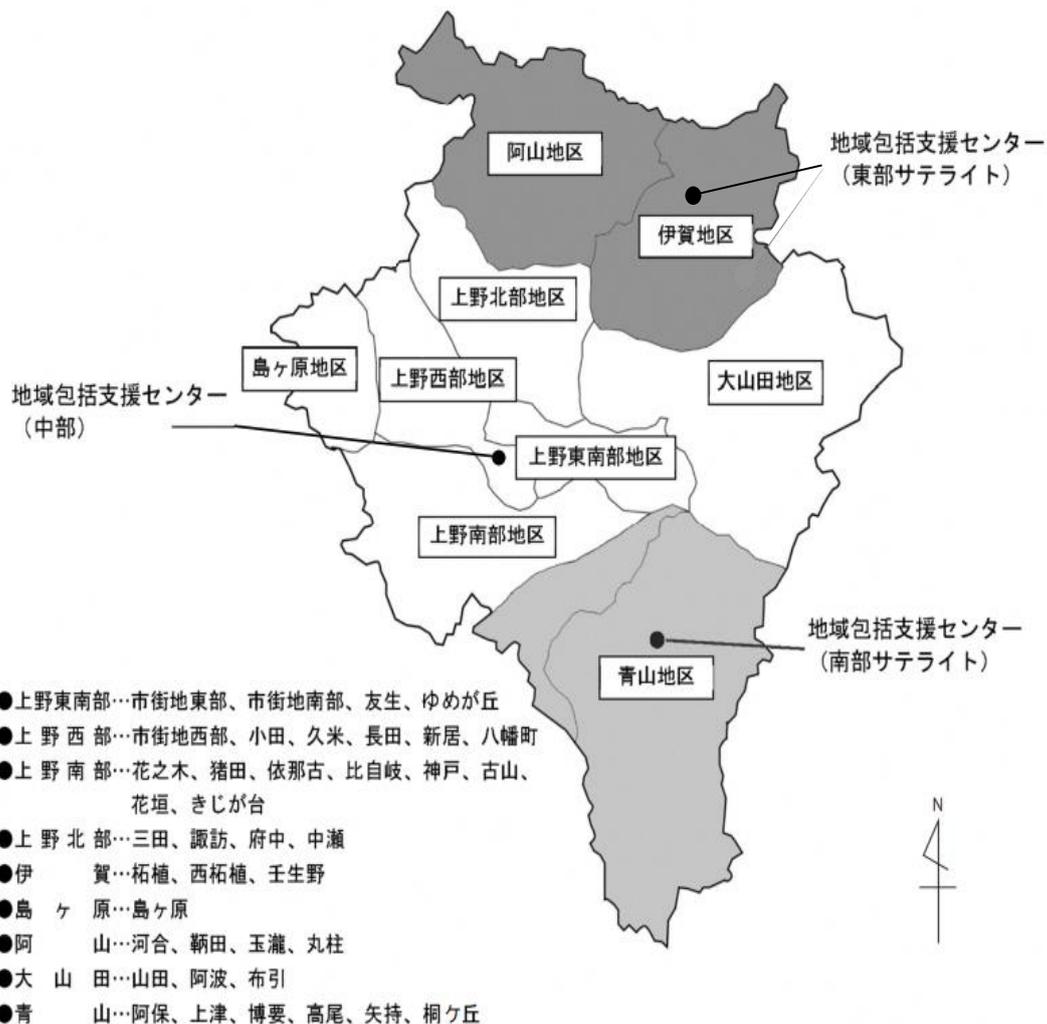
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、第3期から市内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めています。

この日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、保険者ごとに定めることとされています。

本市においては、介護保険サービスを中心とし、地域の支え合いの基盤を整えていくことをめざしていることから、介護サービス等が効果的・効率的に提供できる範囲として、以下の9圏域とします。

また、地域包括支援センター中部、東部サテライト、南部サテライトの担当地域を地域包括ケア圏域として設定し、全市を重層的にカバーしていきます。

<日常生活圏域図>



5 | 計画の体系

[基本理念] [基本目標]

[施策の方向性]

みんなで創ろう！
いつまでも元気な笑顔が輝く
支え合いと安心のまち

